百二十一　保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十二　保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十三　保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十四　保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百二十五　保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百二十六　保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十七　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十八　保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十九　保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	二十八万千円
百三十　保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	六十万九千円
百三十一　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十二　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十三　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十四　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十五　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十六　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十七　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十八　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十九　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円

百四十　保安基準第三十九条第二項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係る試験	二十八万千円
百四十一　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十四　保安基準第四十一条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十五　保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十六　保安基準第四十一条の五第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百四十八　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百四十九　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十一　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十二　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十三　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十四　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十五　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十六　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百五十七　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百五十八　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百五十九　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円